

日本赤十字社会計規則施行細則第39条の2に基づく公表対象の随意契約一覧

物品等又は役務の名称及び数量	単 位	随意契約担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)	
第二病棟地下2階 3号井戸更新 工事	1	式	事務部 施設管理課 名古屋市昭和区妙見町2-9	10月15日	シブヤパイピング工業(株) 名古屋市中区大須1-22-51	¥4,400,000	契約業者は、当該設備を設置しており、過去の実績により当該業務に必要な能力及び経験を有し、当院が求める迅速かつ安全な業務の遂行ができるのは契約業者のみであることから、日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するものと判断し、随意契約とする。	施設管理課取り扱い
第三病棟屋上冷却塔整備工事 (4か年計画の4年目)	1	式	事務部 施設管理課 名古屋市昭和区妙見町2-9	10月20日	(株)三晃空調 名古屋支店 名古屋市中村区名駅南2-14- 1	¥13,750,000	契約業者は、3年前に入札にて選定された業者であり、4年計画で執り行っている本工事を年度ごとに入札を行い業者が変わる事は工事の質、一貫性を損なう恐れがあるため、日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するものと判断し、随意契約とする。	施設管理課取り扱い
令和3年度電気設備保守点検 (特高受変電設備・電力監視装 置)	1	式	事務部 施設管理課 名古屋市昭和区妙見町2-9	11月18日	(株)明電エンジニアリング 中部支社 愛知県清須市西枇杷島一反 五畝割496-1	¥9,350,000	契約業者は、長年にわたり当院の電気系統を把握していること、また、24時間365日のサポートにより患者の生命を預かる病院の電気設備のための実績があり、不測の事態を未然に防止し、かつ安全な保守点検をできることから、日本赤十字社会計規則第36条第3項に定める「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するものと判断し、随意契約とする。	施設管理課取り扱い
第一・第二・管理棟エレベーター定期 修繕工事	1	式	事務部 施設管理課 名古屋市昭和区妙見町2-9	12月1日	ジャパンエレベーターパーツ (株) 埼玉県和光市新倉5-6-50	¥20,900,000	契約業者は、当該設備の保守点検専門業者であり、必要な技術・能力を擁している。保守点検業務と修繕工事をそれぞれ別業者に依頼することは、責任の所在を曖昧にしまう恐れがあることから、日本赤十字社会計規則第36条第3項に定める「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するものと判断し、随意契約とする。	施設管理課取り扱い
第三病棟非常用発電機PU750 ECB更新工事	1	式	事務部 施設管理課 名古屋市昭和区妙見町2-9	12月24日	フルエング(株) 名古屋市中区栄5-24-33	¥4,565,000	契約業者は、第三病棟竣工時に非常用発電機を設置した業者であり、本製品取り扱いえるのは当該業者のみである。そのため、日本赤十字社会計規則第36条第3項に定める「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するものと判断し、随意契約とする。	施設管理課取り扱い